

これまでの議論を踏まえた医療提供体制の改革に関する意見（案）

項目	医療提供体制の改革に関する意見（案）
（1）地域の実情に応じた医師等確保対策	
医師等の人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師の地域間、診療科間の偏在の是正は重要な課題である。このため、都道府県が担う役割を強化し、地域の実情に応じた医師確保の支援体制を構築すべきではないか。 ○ 看護職員の不足も深刻な問題であり、養成所への補助等により看護職員の確保を図っていくべきではないか。 ○ 病院勤務医の疲弊、女性の医療従事者の増加、看護職員の不足といった現状を踏まえ、負担の大きい医療従事者の労働環境の改善に向けた取組が必要ではないか。
医師等の養成、配置のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実効性のある地域枠の設定や医師の養成課程において診療科を一定程度誘導する等によって、医師の地域間や診療科間の偏在是正を図っていく必要があるのではないか。 ○ 医療技術の高度化・専門化に伴い、医師の専門分化の傾向が見られるが、高齢化の中で第一線の現場で幅広く診ることのできる医師を確保し、地域の医療と介護をつなぐ役割を果たすため、総合的な診療を行う医師を養成し、専門医との役割分担を行う必要があるのではないか。そのため、専門医養成のあり方について、国において検討を行うことが必要ではないか。

<p>地域医療支援センターのあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師不足病院の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターについて、都道府県が地域の医師確保に責任を持って取り組むための中核的なセンターとして法制上位置付けるべきではないか。その際には広域的な視野も併せ持って地域の実情に応じて柔軟に事業を担えるようにすべきではないか。 ○ 地域医療支援センターが医師不足対策に取り組む際には、医療圏ごと、診療科ごとの医師の需給の状況を把握した上で、より必要性の高いところに医師を供給するなど、きめ細かい対応を行うことが必要ではないか。
<p>(2) チーム医療の推進</p>	
<p>医療従事者間の役割分担とチーム医療の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化が進む中、限られたマンパワーで効率的かつ質の高い医療を提供するために、各医療職種の役割分担を見直し、チーム医療を推進していくべきではないか。 ○ チーム医療の推進にあたっては、各医療関係職種が担う役割の重要性を認識し、適切な評価をするべきではないか。
<p>(3) 病院・病床の機能の明確化・強化</p>	
<p>病床区分のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の疾患の状態に応じ良質かつ適切な医療が効率的に行われるよう、急性期医療への医療資源の集中投入や、亜急性期・慢性期医療の機能分化等により、入院医療の機能の明確化を図り、そしてその機能を国民・患者に明らかにしていく必要があるのではないか。 一方、これまでもこうした方向性は様々な機会を示されてきたものの、なかなか実現には至っていない状況。そこで、こうした考えを医療法においても明記し、その方向性に沿って取り組む姿勢を明らかにしてはどうか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性期医療については、病院医療従事者の負担の軽減や専門医等の集約による医療の質の向上等を図り、もって、早期の社会生活復帰を可能とするため、医療資源の集中投入により機能強化を図るべきではないか。 そこで、法制上、一般病床について、新たに急性期医療を担う病床群（急性期病床群（仮称））を位置付けることが適当ではないか。その際は、急性期病床群（仮称）が担う患者や医療の内容について十分な議論が必要ではないか。 ○ また、急性期病床群の認定に当たっては、人員配置標準や構造設備基準だけでなく、その機能を評価していくことが重要だが、評価の具体的な内容については十分な議論が必要ではないか。 ○ 病院だけでなく診療所も急性期病床群の対象とする場合には、病院と同じ人員配置が求められるべきではないか。 ○ 急性期医療から引き継ぐ亜急性期等の医療や在宅医療についても機能分化・強化を図っていく必要があるのではないか。
<p>特定機能病院のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定機能病院が担う「高度な医療」とは、今後の高齢社会において、複数の疾患を持つ複雑性の高い患者への対応が必要となる中で、多分野にわたる総合的な対応能力を有しつつ、かつ専門性の高い医療を提供することになるのではないか。 ○ 特定機能病院は、一般の医療機関では通常提供することが難しい診療を提供する病院として、地域医療の最後の拠り所としての役割を担っていくべきではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学病院に外来が集中し、勤務医の疲弊につながっている現状がある。貴重な医療資源の効率的な配分及び勤務医の労働環境への配慮の観点から、特定機能病院の外来診療のあり方を見直す必要があるのではないか。 ○ 特定機能病院における研究については、論文数等によって評価することとなっているが、その質の担保のためには、さらなる評価の観点が必要ではないか。 ○ 特定機能病院については、制度発足当初から医療をとりまく様々な環境が変化している中、以上の指摘を踏まえつつ、その体制、機能を強化する観点から、現行の承認要件や業務報告の内容等について見直しが必要ではないか。 ○ 高度な医療の提供を担う特定機能病院としての質を継続的に確保していくため、更新制度を導入する等、特定機能病院に対する評価のあり方を検討する必要があるのではないか。
臨床研究中核病院 (仮称)の創設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎研究、開発段階の臨床研究から市販後の臨床研究までの一連の流れと、そこから新たな基礎研究につながるというイノベーションの循環の中で、医薬品、医療機器等の研究開発を推進し、医療の質の向上につなげていくための拠点として臨床研究中核病院を法制上位置付ける等、その整備・強化が必要ではないか。
地域医療支援病院の あり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初の地域医療支援病院の理念を踏まえ、地域医療支援病院における外来診療のあり方を見直す必要があるのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療支援病院について、地域医療の確保を図る観点から、他の医療機関間との連携のあり方等について評価すべきではないか。 ○ 地域医療支援病院については、以上の指摘を踏まえつつ、その役割・機能を強化する観点から、現行の承認要件や業務報告の内容等について見直しが必要ではないか。
診療所のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で切れ目のない医療・介護の提供が必要とされる中、地域住民の身近にある病床としての有床診療所の役割が大きくなる一方、一般的な診療や在宅医療を提供するものから、特殊な診療科を有し、又は専門性の高い医療を提供するものまで診療所の機能は多様である。医療提供体制における地域における診療所の役割や機能を踏まえその活用を図っていく必要があるのではないか。
人員配置標準のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員配置標準については、疾病構造の変化等今日の医療提供体制に対応したものに見直すことが考えられる一方で、医療が高度化する中で医療の安全を確保するといった観点や勤務医等の労働環境への配慮、外来機能についての診療所との役割分担などを踏まえる必要があるのではないか。
(4) 在宅医療・連携の推進	
在宅医療の推進、医療・介護間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、高齢者が増加していく中で、在宅医療と介護の連携により、生活の場の中で最期を迎えることができる体制を整備すべきではないか。 ○ 在宅医療を推進するには、24時間の往診体制をバックアップするための他の医療機関等との連携システムなど、地域としての供給体制を整備することが不可欠ではないか。そのためには、介護サービスや歯科、薬局等も含め、地域における多職種での連携、協働を進めることが重要ではないか。また、地域の関係機関が加入する協議の場を作るという方向性を明確にすべきではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における関係機関間の調整を行うコーディネート機能を担うことのできる人材を養成していくことが必要ではないか。 ○ 在宅医療の拠点となる医療機関について、診療報酬上の位置付けだけでなく、法制上、その役割や理念、位置付けを明確化すべきではないか。 ○ 在宅医療の提供体制を計画的に整備するため、在宅医療を担う医療機関の具体的な整備目標や役割分担、病状の変化に応じた病床の確保のあり方や介護事業との連携等を医療計画に盛り込むべきことを法制上明確にすべきではないか。 ○ 訪問看護は在宅医療で重要な役割を果たすが、人員体制が不十分で、訪問看護師への負荷が大きく、離職率も高い状況である。そこで、訪問看護を提供する体制の確保・充実が必要ではないか。 ○ 有床診療所は、入院医療と在宅医療、医療と介護のつなぎ役として重要な役割を担っており、在宅医療の推進のためには、その活用を図っていくべきではないか。
<p>地域における医療機関間の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機能の分化とともに連携が重要であり、地域における医療機関間の連携を更に推進していくための取組が必要ではないか。 ○ 急性期医療から地域生活への円滑な移行を進める上では、退院後に、地域の診療所や訪問看護ステーションにスムーズにつなぐための退院調整機能を強化することが必要ではないか。

(5) 医療提供体制整備のため医療計画の見直し	
医療計画のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次医療圏について、二次医療圏間で医療提供体制に格差が見られるため、地域の実情や現在の医療を取り巻く状況等を踏まえ、医療計画作成指針の見直しを行う必要があるのではないかと。その際、都道府県が見直しについて具体的な検討ができるよう、二次医療圏の設定の考え方をより明示的に示すべきではないかと。 ○ 在宅医療の提供体制を計画的に整備するため、在宅医療を担う医療機関の具体的な整備目標や役割分担、病状の変化に応じた病床の確保のあり方や介護事業との連携等を医療計画に盛り込むべきことを法制上明確にすべきではないかと。(再掲)
4 疾病 5 事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する精神疾患患者への医療の提供を安定的に確保するため、医療連携体制を計画的に構築すべき疾病及び事業である 4 疾病 5 事業に精神疾患を追加するべきではないかと。その際、一般医療と精神科医療との連携や社会復帰という観点での地域の関係機関との連携といった視点が重要なのではないかと。 ○ 疾病・事業ごとの医療計画の PDCA サイクルを効果的に機能させることで、計画の実行性を高めることができるように、医療計画作成指針を見直すことが必要ではないかと。
(6) 救急・周産期医療体制の見直し	
救急・周産期医療体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療を担う医療機関の位置付けや支援を検討する上では、救急車の受入実績だけでなく、休日・夜間の診療体制の状況を評価する視点や医療圏ごとに人口に大きな差があることも考慮して評価する視点が必要なのではないかと。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期医療については、NICU（新生児集中治療室）の整備だけではなく、在宅医療体制の充実を図ることで、病院から家庭への移行を進めていく必要があるのではないか。
（７）国民の関与と情報活用	
患者中心の医療と住民意識の啓発、広告・情報提供のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療における「情報の非対称性」を軽減していく観点から、医療情報提供を充実させる必要があるのではないか。 ○ 医療機関に関する医療機能に係る情報の公表にあたっては、公表情報の標準化が重要ではないか。 ○ 医療機関のホームページの取扱いについて検討を行い、必要な措置を講じてはどうか。 ○ 限られた医療資源を有効に活用する観点から、医療を利用する住民の意識を高めていくことも検討すべきではないか。
医療の質の評価・公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の質に関する情報（アウトカム指標やプロセス指標等）については、その内容や標準化等について検討が進められているが、こうした検討を踏まえながら、医療の質に関する情報の公表に向けた取組を進めていくべきではないか。ただし、全ての分野についての指標を評価・公表することは難しいため、分野を絞ってもいいのではないか。
（８）その他	
医療法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人に係る制度について、地域医療を安定的に確保する上で重要な主体であるという視点を踏まえつつ、税制上の取扱いを含め、必要な制度の見直しを行うことが必要ではないか。

	<p>○ 医療法人に対する規制のあり方について検討を行う上では、非営利の法人であるという医療法人の性格を維持することが重要ではないか。</p>
<p>外国医師の臨床修練制度の見直し</p>	<p>○ 医療の分野において、アジアの国々をリードし、貢献していくためにも、臨床修練制度において、厳格な審査を前提として、手続き面の簡素化を図るべきではないか。</p> <p>○ 臨床修練に加え、教授・研究の中で外国の医師等が診療を行うことを認めるべきではないか。その際、医師不足対策や医療機関の宣伝という間違った趣旨での利用を制限するため、臨床修練よりも厳格な基準を設け、適切な運用を担保するための仕組みを設けるべきではないか。</p>